

問 勤務中に右足を骨折し、業務上災害として治療を受けています。ところが、先日病院に向かう途中、道路で転倒し右足の同一箇所を再骨折してしまいました。2回目の

業務外の事由によつてその傷病が加重したり憎悪したり、または死亡する場合があります。

このような場合、現在の死傷病が当初の業務上の傷病と因果関係があるかどうかによって、業務上の死傷病と因果関係があるか認められるのは、次の二つの場合であり、この二つのいずれかに該当すれば、現在

病は生じなかつたであらう」と認められる場合

②当初の業務上の傷病が生じなかつたとしても、業務外の災害は生じ得た

業務外の災害中に通常生じ得るものまたは避けられないものと認められ、かつ「当初の業務上の傷病が生じなかつたならば、この業務外の災害が生じたとし

しても（業務外の災害は生じたであらうし、業務外の災害が生じたならば）現在の死傷病は生じなかつたであらう」という場合

前記の判断基準に、本ケースを照らして考えてみますと、始めの業務上の骨折がなければ、通院途中で転倒して再骨折するということも起こらなかつたはずであり、また前回骨折のゆ合が不完全

質問にお答えします

骨折も業務上として労災保険給付の対象となりますか。

答 労働者が業務上負傷し、または疾病にかかつた後、治ゆしないうちに

の死傷病も業務上と認められます。

①「当初の業務上の傷

病が生じなかつたならば、業務外の災害も生じなかつたであろうし、この災害が生じなかつたならば現在の死傷病も生じなかつたであらう」と認められ、かつ「当初の業務上

ても、現在の死傷病は生じなかつたであらう」と認められる場合

したがつて、この①と②のいずれにも当てはまらない場合には、現在の死傷病は当初の業務上の傷病と相当因果関係がないものとして業務外と判断されます。

当初の傷病が生じなかつたとしても、この業務外の災害が生じたならば、現在の死傷病は生じたであろう」という場合、あるいは「当初の業務上の傷病が生じなかつたならば、業務外の災害が生じたとしても、現在の死傷病は生じなかつたであらう」と認められ、かつ「当初の業務上の傷病が生じなかつたな

な状態のまま転倒したために再骨折したものと推認することができます。上記判断基準の①に該当すると思われますので、業務上の負傷と再骨折との間に因果関係を認めることができる、2回目の負傷も業務上の負傷として、労災保険の給付の対象となるものと思われます。

ア、「当初の業務上の傷病が発生しなかつたと

業務上災害による療養中に転倒して再骨折した場合も業務上か？

骨折も業務上として労災保険給付の対象となりま

るが、先日病院に向かう途中、道路で転倒し右足の同一箇所を再骨折してしまいました。2回目の

業務外の事由によつてその傷病が加重したり憎悪したり、または死亡する場合があります。

この死傷病が当初の業務上の死傷病と因果関係があるかどうかによって、業務上の死傷病と因果関係があるか認められるのは、次の二つの場合であり、この二つのいずれかに該当すれば、現在

しても（業務外の災害は生じたであらうし、業務外の災害が生じたならば）現在の死傷病は生じなかつたであらう」という場合

②当初の業務上の傷病が生じなかつたとしても、業務外の災害は生じ得た

業務外の災害中に通常生じ得るものまたは避けられないものと認められない場合